

橋本氏藏毘沙門天像に就いて

丸尾彰三郎

一

形相は普通の毘沙門天である。容姿には主としてその體軀の太くて肢體を多く働かせて居ないことからなか／＼落付いた穩やかな様を見せ、本像の製作年代となすべき應保の頃——後に詳記してこのことを明らかにするが——より古い形のやうに見られるが、實際さういふことが出来るのであり、又そのことはこの像が四天王像の一でなくして獨尊像であることから來て居ることを先づ注意して置く。

さて像の高さは一・〇一五米、用材は檜、木寄は、大體のところ、頭部はその前面と背面とを兩耳前で縦に矧合せ首柄式に胴體に寄せ、胴體は正面、背面各の中央と兩脇と四ヶ所で縦に矧合せ、兩手は肩と臂とで矧ぐ。その他袖や下着の裾には小さな矧木がある。即ち藤原末期より遡らない寄木法である。又紺青に塗つた頭髮の毛筋彫の纖細なところに藤原末期の手法を睨むが、その揉み上げの後れ毛を渦卷かしてあるところにもこれと同じ調子が出て居るのを面白く眺

橋本氏藏毘沙門天像に就いて

める。顔面には胡粉の厚化粧がしてあるが原時のものではないやうである。玉眼を嵌入して居るが、後に説くやうに本像の製作年代は應保頃となすべきであらうから、玉眼の古い例として、且は玉眼使用の初がどの年代まで上るものであるかを考へるのに好い資料である。

次に肢體の方に目を移すと先づその甲は大體は普通の制式であるが、その胴から腰邊へかけてを包む胴卷とても名くべき部分が著しく豎長であつて、その上の縁は胸の邊まで行つて居り、そこに毘沙門龜甲が刻出してあり、その裾廻りに魚鱗形の裝飾を垂れ着けて居るのを見るとこの部分は兜跋毘沙門像の甲に倣つたものであることを思ひ、本像の靜的な容姿の中にも一味兜跋毘沙門像からの影響を認め得るかに考へられる。なほこの胴卷の部分の豎長いことはこの像の身締りをとり分けよく見せて居るが、又この部分に於いて甲が身體を當り柔らかに包んで居るやうにも形られて居て、そこに本像の形の上での美しさを現はして居るのも注意せられる。

二

併し本像に於いて尤も特徴として求められるべき點はその粉飾の美しいことである。即ちその甲を、その下着を又袴を美しい諸色で彩色し、その上に、ふんだんに繊細な文様を置いて居ることである。その著彩は朱、丹、紺青、緑青等で、その各色は藤原末期の彫刻に於いても繪畫に於いて見るやうに具がかつて居て甚だ淳樸な敦厚な



第一圖 左脇下左手邊文様

趣を現はして居る。さうしてその各色に藤原期特有の冴えた光澤をもつた薄い金箔を配して居る。また文様は同様に具が、つた色を用ひて居るがこれに藤原末期の人の夢にも忘れ得ない繊細優麗な截金文様を頻りに併用して居る。彩色文様は例の如くに多く浮線綾風の可憐な小花の丸紋であり、截金文様は七寶繋ぎ、綾をかけた二重方形を容れた重廓格子、龜甲繋ぎ、小花入龜甲繋ぎなどは彩色丸紋の地文様として、小花紋、小菊花蔓文様、菱形入綾文様、双鳳丸紋、

一四

寶相華蔓文様、龜甲繋ぎなどを甲の肩當、籠手、腹當、沓などに、それから彩色丸紋などの縁取として二本、三本、四本並行のものを、又それに沿へて微小な霰を一列に並べなどして居る。さうしてそれ



第二圖 腹當文様

第三圖 下着裾裏文様

等の截金線は總て極めて細く、決して鎌倉期のものに於いてのやうに太いものを混へず、又龜甲繋ぎや小菊花蔓文様では小さく菱形に切つたものを用ひて居る。みな藤原末期の手法なのである。

かうした裝飾法は藤原末期に彫刻に於いてもまた繪畫に於いても採られたところであるが、その法によつて居る彫像の内での毘沙門天像は尤もさうした裝飾に富んだもので、その意味でその典型的な遺作と言ふべきである。

三

本像はまたその像内に納入品のあることと注意すべきである。即ちそれは所謂摺佛で、
一、白紙（大きさ一尺〇四分に一尺二寸四分）
三十六枚

橋本氏藏毘沙門天像に就いて

第四圖 像内納入摺佛

各紙は豎に用ひこれに毘沙門天像を六體現はす（挿圖第四圖）。
六體は上下二段、各段に三體並列、各體は同一の版木を用ひて摺したるもの。

右三十六枚の内十枚には各紙背に（挿圖第五圖）

應保二年^{壬午}三月七日^{癸卯} 鬼宿日^{癸卯} 供養了^{千躰} 内

との墨書があり、この像も記文も應保のものと思はれる。

又内二十四枚には紙背に文字なし。

又残りの二枚には左の墨書がある。

其一 應保二年^{壬午}三月七日^{癸卯} 鬼宿日^{癸卯} 千躰 供養

中川寺境内

十輪院法印觀門代

當院持佛堂安置

其二 此毘沙門天阿耨陀如來二尊ハ往古十輪院之佛よて寺破損及

當地を賈地して田畑山林等買求當庵ニ寄附致置者也

元龜三^{壬申}歲二月^巳日

當時住人

權右衛門

二、前のものと同じ紙を半切した下半のもの 五枚

一五

第五圖 同前紙背墨書

即ち各紙には右同様の毘沙門天摺佛三體並列、五枚の内二枚には紙背に前記應保二年の供養記の上方は切り去られ末の方のみ存して居る。残三枚には紙背に文字なし。

三、これも半切したもの

六十九枚

各紙に前同様の毘沙門天像四體を並列す。紙背に「千躰内」など墨記するものあり。

四、絹本着色千體毘沙門天像

數枚

右に就いては先づ第一にこの摺佛は紙背に記してあるやうに應保二年摺出のものと思はれるので、紙背の文字も亦然り。たゞ「中川寺云々」の記と「此毘沙門天云々」の記は共に元龜の同筆なるべく、加之中川寺云々のものに記す應保二年以下の一行もそれと同筆と鑑すべく、元龜の時應保のものに倣つて記入したのであらう。

次に千體供養とあるが右記の現在數は總計五百七體である。これは近年摺佛發見後他に散佚したのである。併しどの位散佚したか、これを發見した時果して千體を數へ得たかことに就いては今明らかでない。當初は勿論千體あつたのであるが、近年發見までに、即ち元龜までにでも紙の破損などでその數を減じては居なかつたか。と言ふのは前記絹本のもは元龜頃のものかと思ふからこれは或は不足を補ふために作られたのではないかと思ふからでもある。次に紙に全紙のと半切したのとあるが、半切したのは狭い頭部内に収める爲めにであらう。さうして切つたのは裏書をしてからである。全紙のは胴體内に収めて居たのである。

この元龜の記によつて本像はもと中川寺にあつたもので、その記

しぶりで獨尊像であることを知る。中川寺は實範草創の寺で應保二年はその草創間も無くのことであり、加之彼の存命中である。

さてこの納入品に就いてはこの納入品が本像製作の時に作つて入れられたものと考へられる。即ち、この像が製作の方から應保の頃のものとして考へられるからである。又佛像の内部に物を納入すること、殊に摺佛を納入することが大體この頃から始められ、鎌倉期に懸けて行はれて居ること（國華第四十二編第八及第九冊所載拙稿「佛像内の納入品に就いて」參照）に照合して本像に於ける場合も肯定出来る。手近に例を擧げると京都淨瑠璃寺吉祥天像内に本像に於けると同様に千體吉祥天摺佛を入れて居るし（本誌第六號參照）、三十三間堂の千體千手觀音像内に於いてまた同様のことがあつた（本誌第三號參照）。

そこで本像の製作年代をこの納入品によつて應保頃の製作と知り、かうした特徴のある像の製作年代が明らかであることに於いて本像の注意すべき遺品であることを結論し得るであらう。

尙大正八年本像修理の際に寶髻、左手首、右手第一指、右鰭袖右端、右袖下端、下着裾下端、右杏先、戟、前向き夜叉右手、左手、左足先、後向き夜叉左手先、右足、方座を新作補足、天衣左肩より腰邊まで、その他の諸處を修正した。左手の寶塔は後世の補作。

（昭八、一、一六）